

枚方京田辺環境施設組合理約の一部を変更する規約（案）

枚方京田辺環境施設組合理約（平成 28 年 5 月 31 日総務大臣許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1）関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）
- （2）施設の管理運営に関する事務

第 4 条中「大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地」を「京都府京田辺市田辺ボケ谷 18 番地 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割 100 分の 10 計画可燃ごみ量割 100 分の 90
施設管理運営経費	搬入可燃ごみ量割 100 分の 100
議会関係経費	議員選出数割 100 分の 100

備考

- 1 施設建設経費及び施設管理運営経費は、組合が管理運営を行う施設ごとに算定する。
- 2 搬入可燃ごみ量割の基礎となる数量（以下「搬入割基礎数量」という。）は、当該会計年度の前々年度の 3 月末日現在における過去 1 年間の関係市の搬入可燃ごみ量とする。
- 3 搬入割基礎数量がない場合は、計画可燃ごみ量を基礎として施設管理運営経費の負担割合を算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

（準備行為）

- 2 前項の規定にかかわらず、この規約による変更後の枚方京田辺環境施設組合理約第 3 条第 2 号に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同号の規定の施行前においても行うことができる。

議案第 号参考資料

枚方京田辺環境施設組合規約の一部を変更する規約について（案）

変更部分の新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）																
<u>（組合の共同処理する事務）</u> <u>第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</u> <u>（ 1 ） 関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）</u> <u>（ 2 ） 施設の管理運営に関する事務</u> <u>（組合の事務所の位置）</u> <u>第 4 条 組合の事務所は、京都府京田辺市田辺ボケ谷 1 8 番地 2 に置く。</u> <u>別表（第 1 0 条関係）</u> <table> <tr> <th>経費区分</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td><u>施設建設経費</u></td><td><u>（略）</u></td></tr> <tr> <td><u>施設管理運営経費</u></td><td><u>搬入可燃ごみ量割 1 0 0 分の 1 0 0</u></td></tr> <tr> <td><u>議会関係経費</u></td><td><u>（略）</u></td></tr> </table> <u>備考</u> <u>1 施設建設経費及び施設管理運営経費は、組合が管理運営を行う施設ごとに算定する。</u> <u>2 搬入可燃ごみ量割の基礎となる数量（以下「搬入割基礎数量」という。）は、当該会計年度の前々年度の 3 月末日現在における過去 1 年間の関係市の搬入可燃ごみ量とする。</u> <u>3 搬入割基礎数量がない場合は、計画可燃ごみ量を基礎として施設管理運営経費の負担割合を算定する。</u>	経費区分	負担割合	<u>施設建設経費</u>	<u>（略）</u>	<u>施設管理運営経費</u>	<u>搬入可燃ごみ量割 1 0 0 分の 1 0 0</u>	<u>議会関係経費</u>	<u>（略）</u>	<u>（組合の共同処理する事務）</u> <u>第 3 条 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。</u> <u>（組合の事務所の位置）</u> <u>第 4 条 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺 2 9 4 9 番地に置く。</u> <u>別表（第 1 0 条関係）</u> <table> <tr> <th>経費区分</th><th>負担割合</th></tr> <tr> <td><u>施設建設経費</u></td><td><u>（略）</u></td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td><u>（新設）</u></td></tr> <tr> <td><u>議会関係経費</u></td><td><u>（略）</u></td></tr> </table> <u>（新設）</u>	経費区分	負担割合	<u>施設建設経費</u>	<u>（略）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>議会関係経費</u>	<u>（略）</u>
経費区分	負担割合																
<u>施設建設経費</u>	<u>（略）</u>																
<u>施設管理運営経費</u>	<u>搬入可燃ごみ量割 1 0 0 分の 1 0 0</u>																
<u>議会関係経費</u>	<u>（略）</u>																
経費区分	負担割合																
<u>施設建設経費</u>	<u>（略）</u>																
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>																
<u>議会関係経費</u>	<u>（略）</u>																